

平成十七年二月九日

# 第六十一回東京都卸売市場審議会

東京都中央卸売市場

# 目 次

一 .	開 会 . . . . .	一
二 .	新任委員の紹介 . . . . .	二
三 .	審議事項 . . . . . 東京都卸売市場整備基本方針（案） 計画部会の検討状況について	二
四 .	報告事項 . . . . . 東京都中央卸売市場条例及び規則の改正にかかわる事項について	四十九
五 .	市場長あいさつ . . . . .	五十二
六 .	閉 会 . . . . .	五十二

(以下、巻末から)

第六十一回東京都卸売市場審議会 資料

資料一 東京都卸売市場整備基本方針(案) 計画部会の検討状況について (概要)

資料二 東京都卸売市場整備基本方針(案)(検討状況報告)

資料三 東京都卸売市場整備基本方針(案)(検討状況報告)資料編

資料四 東京都中央卸売市場条例及び規則の改正にかかわる事項について

日時 平成十七年二月九日（水）午前十時

場所 センチュリーハイアット東京 地下一階 白鳳の間

出席者

会 長	高 橋 俊 龍	元東京都副知事
会 長 代 理	大 森 國 裕	（財）東京都弘済会理事長
委 員	上 原 征 彦	明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授
”	横 山 彰	中央大学総合政策学部教授
”	川 島 霞 子	東京都地域婦人団体連盟会長
”	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
”	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
”	鈴 木 恒 年	足立区長
”	石 井 義 修	東京都議会議員
”	柿 沢 未 途	東京都議会議員
”	立 石 晴 康	東京都議会議員
”	三 原 將 嗣	東京都議会議員
”	渡 辺 康 信	東京都議会議員
幹 事	森 澤 正 範	東京都中央卸売市場長
”	石 川 俊 一	東京都中央卸売市場管理部長
”	岸 信 子	東京都中央卸売市場調整担当部長
”	上 田 良 治	東京都中央卸売市場参事（市場政策担当）
”	大 野 精 次	東京都中央卸売市場参事（新市場建設担当）
”	戸 田 敬 里	東京都中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）

- “ 後 藤 正 東京都中央卸売市場参事（新市場建設調整担当）
- “ 高 津 満 好 東京都中央卸売市場事業部長
- “ 古 川 芳 久 東京都生活文化局消費生活部長
- “ 成 田 隆 一 東京都都市整備局都市基盤部長

# 第六十一回東京都卸売市場審議会

午前十時〇五分 開会

## 一、開 会

野口書記　それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は当審議会の書記を仰せつかっております野口でございます。よろしくお願いいたします。

まず会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条によりまして、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数十五名中、ただいま十一名の方々のご出席をいただいております。したがいまして、定足数を超過しており、有効に成立しておりますので、審議会を始めさせていただきます。

なお、本日は、福田委員、土屋委員が所用のために欠席されております。また、柿沢委員、立石委員につきましては、事前のご連絡ということではありませんけれども、少し遅れられるようでございます。

次に、開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。本日の審議会の資料は、すでにお手元に配付してございます。順に、「審議会次第」「委員名簿」「幹事・書記名簿」「座席表」「審議会条例」「資料一」「資料二」「資料三」「資料四」でございます。お手元にない場合は、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。以上、資料の確認でございます。

それでは、この後は高橋会長のほうに議事進行をお願いいたします。高橋会長、どうぞよろしくお願いいたします。ただいま柿沢委員が見えられました。これで出席者の方は十二名になります。よろしくお願いいたします。

高橋会長　それでは、ただいまから、第六十一回東京都卸売市場審議会を開会いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞご協力をお願い申し上げたいと存じます。

## 二、新任委員の紹介

高橋会長　まず、議事に入ります前に、新しい委員の方をご紹介をさせていただきます。

柿沢委員でございますが、昨年十月より新しく就任されております。前回の審議会ではご紹介できませんでしたので、ここで改めてご紹介をさせていただきます。

柿沢委員　どうぞよろしく申し上げます。

## 三、審議事項

高橋会長　次に審議を開始いたしますが、お手元に配付してございます審議会次第に従いまして、会議を進めたいと存じます。

本日は次第のとおり、審議事項一件と報告事項一件を予定してございます。まず、審議事項であります「東京都卸売市場整備基本方針（案） 計画部会の検討状況について 」から始めたいと存じます。

これからご報告いただきます基本方針（案）の作成につきましては、昨年七月の第五十九回審議会において設置されました計画部会において、お忙しい中、七回にわたって大変精力的にご審議をいただきました。大森部会長をはじめ部会の委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。どうもありがとうございました。

それではまず計画部会より基本方針（案）の検討状況につきましてご報告をいただきまして、それに引き続いて、各

委員の皆様方からご意見をいただきたいと存じます。

まず、大森部会長のほうからご報告をお願いいたします。どうぞ。

大森部会長 計画部会長を務めさせていただきました大森でございます。

東京都卸売市場整備基本方針（案）の検討状況についてご報告をいたします。お手元にお配りをしてございます資料一「東京都卸売市場整備基本方針（案） 計画部会の検討状況について（概要）」をご参照いただきたいと存じます。

計画部会は、の「基本方針（案）の検討経過」のところにありますように、昨年七月に開催をされました第五十九回東京都卸売市場審議会におきまして、卸売市場基本方針について検討するため設けられたものでございます。部会の委員は私のほか上原委員、きょうご欠席ですが、福田委員、そして横山委員の合計四名で構成をいたしております。

部会では昨年八月九日の第一回の開催以来、これまで延べ七回にわたりまして検討を重ねてまいりました。この間生鮮食料品の流通環境、市場における取引、市場関係業者の経営など卸売市場の現状と課題について議論し、あわせて市場関係業者の方々からのヒアリングなども行ってまいりました。本日これまでの検討内容を取りまとめましてご報告をさせていただくわけではありますが、審議会委員の皆様方の忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。よろしくをお願いいたします。

今回の基本方針（案）の作成に当たりましては、の「基本方針（案）(検討状況報告)の概要」の始めにありますように、消費者からの発想に軸足を置きまして、食の安全・安心の確保、流通の効率化等の視点から、卸売市場のあり方について検討してまいりました。

その下にあります第一では、今卸売市場を取り巻く大きな環境の変化として、取扱数量の減少と生鮮食料品の低価格化及びこれに伴う市場関係業者の経営悪化の進行、二番目として、生鮮食料品流通の国際化、情報化の急速な進展等、流通環境の変化、三番目として、消費者の安全・安心の確保や取引規制の緩和等を内容とする卸売市場法の改正などを挙げております。卸売市場は、このような状況のもとで生産・消費両サイドのニーズをいかに把握し、時代のスピードと変化のダイナミズムに即応すべきかが問われており、まさに変革が迫られているとしております。

第二では、卸売市場をめぐる環境は生鮮食料品の生産構造の変化、流通チャネルの多元化、小売業界の構造変化、食

生活の変化等激変をしており、これらに対応した市場運営が求められていることを述べております。

第三は、東京都の卸売市場についての分析です。ほとんどの市場で取扱高が減少しており、大規模拠点市場と、それ以外の市場との取扱高の格差が顕著になってきております。また、市場関係業者の経営状況の悪化、情報化や物流効率化への取組の遅れ等、東京都の卸売市場は早急に取り組まなければならない課題を多く抱えていると言えます。

このような状況を踏まえまして、第四ではさまざまな課題に対処するための基本的な考え方について述べております。私どもが特に重要であると考えましたのは、次の点であります。基本的な立場として、まず東京都の卸売市場は多様な実需がある大消費地にあるため、生産サイドに加え、消費者からの発想に軸足を置くものでなければならないと考えております。このため卸売市場は、市場内外の情報を効果的に活用し、集荷、品揃え等の機能及び販売力を強化し、消費者の多様なニーズに応えていく必要があります。特に昨今、消費者の食の安全・安心に対する意識が高まっており、食品の信頼性の確保とリスクへの迅速な対応の観点から、品質管理・衛生対策の強化、危機管理体制の強化及びトレーサビリティ・システムへの取組が必要となっております。市場関係業者については今回の卸売市場法の改正による規制緩和を踏まえながら、自らの創意と工夫を発揮し、また他者との連携や競争を図り、マーケティング力の強化、販路開拓やビジネスチャンスの拡大に取り組む必要があると考えております。

これに加えて情報技術を活用し、業務の簡素化・効率化、流通コストの削減など徹底したローコストオペレーションに取り組んでいく必要があります。また、卸売市場は公の施設として、食に関する情報発信、環境への配慮、防災拠点としての機能、食育推進の場の提供等の推進に、都と市場関係業者が連携しながら、都民の期待に応えられるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。このような考えのもとに、以下、「一 卸売市場の活性化と流通の効率化」、「二 情報化と物流効率化の推進」、「三 卸売市場の効率的な整備・運営と財政基盤の強化」、「四 食の安全・安心の確保への対応」、「五 環境対策の徹底」、「六 周辺地域との共存」、「七 地方卸売市場の機能強化」、三ページにわたって書いてございますが、それらについて取りまとめをさせていただきます。

第五は「市場別整備方針」ですが、第四の考え方に基つきまして、中央卸売市場と地方卸売市場について市場別の整備方針をお示ししてあります。中央卸売市場では全市場について、各市場の特性を踏まえた卸売市場のあり方を見直す

必要があること、地方卸売市場では、地域において各市場が生鮮食料品流通において果たしている役割を踏まえ、引き続き機能を強化する必要があることをそれぞれ述べております。

以上で私からの説明は終わらせていただきますが、続いて計画部会の各委員から補足説明をお願いしたいと存じます。それでは、上原委員からお願いいたします。

上原委員　　今、部会長がまとめられたとおりでございますが、私から二つの点を強調しておきたいと思っております。

まず、卸売市場の大きな変化として、中にいる構成員の方々が、今までどちらかと言えばメーカーとか生産者の販売代行だったのです。出荷者のために物を売ると。そこから恐らくこれからは、消費者とかユーザーのために取り揃えをしていく仕入代行型の卸売機能に変わっていく、これが一つ重要な点です。

それからもう一つですが、これからは卸売市場の顧客づくりが重要となってきます。ほかの例で挙げればこういうことなのです。最近、空き店舗が多いということで空き店舗を埋めるために、ものすごく努力をしていますが、よく考えてみたら、大抵、空き店舗をお店で埋めてしまうと失敗するのです。これはなぜかと言いますと、もともと供給に対して需要が少ないから空き店舗ができた。もし空き店舗を埋めるのであれば、顧客と結びついた何らかの需要創造が必要です。ですから、こちらのほうにマーケティングの強化ということが強調されているのは、卸売市場もこれからどんどん機能が強化されていくのですけれども、顧客をつくらないとまさに過剰投資になってしまいます。一番重要なことは、消費者とかユーザーのために仕入代行の機能を果たすことだと私は思います。その条件としてやはり、需要創造とか顧客づくりの仕組みをつくっていかねばならない。今回のこの計画部会での一つの考え方は、やはりできる限り最終ユーザーに近づく、そういう思想が流れていることをご理解いただければ幸いです。

大森部会長　　それでは福田委員が欠席されていますが、意見を紙に書いてお出しいただいておりますので、後で事務局から発表していただけますか。その前に横山委員からお願いをいたします。

横山委員　　中央大学の横山でございます。大森部会長のご説明に特段の補足ということではございませんが、若干私見を交えて一点か二点お話しさせていただこうと思っております。

一点目は、この卸売市場の意味づけをやはり考えるべきではないかと思っております。この市場は誰のための市場なのかと

いうと、やはり都民ということの主体を無視しては考えられない。都民には消費者という顔だけではなくて、生産者という顔もあります。そうしますと、都民の期待に応えられる卸売市場というのはどういうものなのかと言ったときに、公の施設として卸売市場が機能する条件整備を都がどの程度できるのかという視点が極めて重要になるのだろうと思います。そうしたときに今までの卸売市場では、上原委員からもお話がありましたように、往々にして生産者としての都民の期待には応えるような制度設計ができていたのではないかと思います。ところが、消費者としてのサイド、消費者としての側面の卸売市場の期待にどう応えるかという観点が若干弱かった、そこを強めたいというのが一番の強調点であろうと思います。そういう観点に立ちますと、第五で「市場別整備方針」ということで中央卸売市場のあり方と地方卸売市場のあり方、こういうふうなものをもう一度都民のスタンスに立って、役割分担なり機能分担を考えていく必要があるのではないかと、このように考えてございます。

以上です。

野口書記　それでは事務局のほうから、福田委員のコメントについてファックスが届いておりますので、お話をさせていただきます。

当初、本日の審議会に出席を予定しておりましたが、大学院の修士論文の審査が急に入りまして、申し訳ありませんが本日欠席とさせていただきます。

以下、本方針に関する意見を簡単に述べさせていただきます。

現在、激変する環境変化の中で、あらゆる産業、組織が構造転換を迫られております。それは単なる変化とか開発といった、この発想の延長線上で考えられるような生易しい対応では追いつかないような根本的な転換が必要になっているのが現状です。それは、変わるはずのない福祉の世界や大学においてすら、焦眉の急になっているのが現実です。福祉の世界では遅きに失したかもしれませんが、それでも二十一世紀に入るとすぐに基礎構造改革が提唱され、措置型から利用者による選択型・消費者視点へと大変革が求められております。視点を川下からの発想に移さなければならなくなったということです。卸売市場においても同じだと思います。

こうした変革のかぎを握るのは、ほかでもないイノベーションです。イノベーションは自然に起こるものではありません。

せん。シュンペーターの言う創造的破壊、もしくは新結合によって可能になると言えます。ところが、イノベーションは業界内からはなかなか起こりにくいことは歴史が証明しています。既存の発想からは生まれないうために、外部の力、第三者によって引き起こされたイノベーションの例は数が知れません。かつて製品の工夫や開発によってイノベーションがあった時代もありました。高度経済成長期の話です。しかし、今や川下、特に消費者の発想の中からイノベーションの種を発見することが必要になっております。消費者の質的な変化に注目することで新たなイノベーションの芽を発見することは多くなっています。このことは、第七次基本方針策定の審議のときにも申し上げたとおりです。

特に急速に進むグローバル化や情報化、消費者の変化は、卸売市場の大転換を迫っているのではないのでしょうか。今回グローバル化という項目はありませんが、数値その他に表れている変化のあちこちにグローバル化の影響を感じないわけにはいきません。消費者の変化についても、基本方針概要の第二の三の「(一)多様化・個性化・高度化する消費者ニーズ」というテーマで示されたとおりでありますが、内容的にはそれほど書かれておりません。しかし、十把一からげで消費者を考えると大きな過ちを起こします。一人一人への対応が必要な時代、ワン・ツウ・ワンどころではなくてテイラード・マーケティング(オーダーメイド)の必要な時代になったのです。

じわじわと押し寄せる環境の変化に対して卸売市場が新機軸をどう打ち出せるか、どう構造転換できるかが今我々に問われているのではないのでしょうか。右肩下がりになってからでは遅いのです。でも、何もしないよりは何かを起こすという心構えを今回の基本方針では出してほしいと思っています。一人東京都だけではなくて卸売市場関係者全員がマネジメントやマーケティングについて真剣に考え、新しいイノベーションを興す努力をしていただきたい、また、したいと考えております。城西国際大学 福田順子。

高橋会長 以上でございますが、部会長はじめ計画部会の委員の先生方から基本方針(案)の検討状況についてご報告をしていただきました。計画部会では広範で多岐にわたり検討していただいておりますけれども、その具体的な内容について報告書に基づき、事務局から簡潔にご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

上田幹事。

上田幹事 それでは私から、資料二、東京都卸売市場審議会計画部会による「東京都卸売市場整備基本方針(案)(検討

状況報告)」につきましてご説明申し上げます。

表紙を一枚めくっていただきますと目次がございます、表裏二枚に記されてございます。その構成は「第一 変革を迫られる卸売市場」、「第二 激変する流通環境と卸売市場」、「第三 東京都における卸売市場の現状と課題」、「第四 都民の期待に応えられる卸売市場を目指して」、「第五 市場別整備方針」という内容で構成されております。また、これに用語集と計画部会の審議経過及び計画部会の委員名簿が添付されてございます。

早速ですが、お手元の「東京都卸売市場基本方針（案）（検討状況報告）」の一ページをご覧ください。第一は「変革を迫られる卸売市場」であります。卸売市場経由率・経由量の減少傾向と生鮮食料品の低価格化が続き、これに伴い市場関係業者の経営悪化が進んでおります。卸売市場は生産と消費両サイドのニーズをいかに把握し、時代のスピードと変化のダイナミズムに即応するかが問われており、まさに大胆な変革を迫られております。特に市場関係業者の経営基盤の強化、流通環境変化への積極的な対応、卸売市場の効率的な整備運営の推進など、三つの対策を講じる必要があるとしてございます。

二ページをお開きください。第二は「激変する流通環境と卸売市場」と題し、卸売市場をめぐる外部環境の変化について述べております。まず「一 社会経済状況の変化」でございますが、その一つ目は規制緩和の進展であり、国は平成十三年に「規制改革推進三カ年計画」を閣議決定し、卸売市場について総合的な検討を行う中、卸売手数料の問題について取り上げたところでございます。農林水産省はこれを受け、「食品流通の効率化等に関する研究会」を立ち上げ、議論を重ね、卸売手数料の弾力化、取引規制の緩和について方針を示すとともに、これら規制緩和策を盛り込んだ卸売市場法の改正を行い、平成十六年六月に公布しました。

二つ目は「情報化の進展」であります。情報通信ネットワークのブロードバンド化とモバイル化が進み、ネットワーク環境が整備され、我が国では急速にIT基盤の整備が進められております。インターネットをはじめとする情報通信技術の急激な進歩は、業種や企業間を超えた戦略的な事業活動を可能にし、ビジネス社会に革新をもたらしております。今日、我が国においてはインターネットを利用した電子商取引や販促活動に多くの企業が取り組んでいるところでありますが、卸売市場におきましても需要サイドの量販店や外食産業等からは、市場関係業者に対し、取引のオンライ

ン化を求める声が強くなっているところであります。

三ページをお開きください。三つ目は「環境規制の強化」であります。自動車の排ガス規制による大気汚染、ヒートアイランド現象の発生、地球温暖化、大量の廃棄物発生による環境汚染等の問題が深刻になっております。今日、地球環境問題に対する社会的な要請は高まり、ISOを取得する企業が増加しており、加えて使用トラック車両及び走行回数削減、低公害車の導入、梱包や包装等の削減等に取り組む企業も出現しております。国においても、循環型社会形成推進基本法の制定や資源有効利用促進法の拡充強化、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法の制定など、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進に関する法規制を強化しております。

次に、「二 生鮮食料品の生産・供給構造の変化」であります。一つ目は「生産者団体の大型化」であります。近年、生産者団体の大型化が進行しております。この大型化した生産者団体は卸売市場に対し価格形成に対する発言力を強めるとともに、物流コストの削減や、より高い売値を求めて出荷先を選別し集中させる傾向にあり、その結果として大規模市場の拠点市場化が進んでいるところでございます。

二つ目は「企業による農業参入」であります。平成十二年の農地法改正により株式会社形態の農業生産法人が認められ、その数は有限会社を中心に増加し、さらには株式会社による農業参入が進んでおります。また、食品産業や外食産業等による大規模な参入や生産の委託、農業生産法人への出資などにより、個別に産地との連携を図る動きが強まっております。

三つ目は、「流通チャネルの多元化と市場外流通の増大」でございます。広域流通網や小口宅配輸送ネットワークの拡大、低温流通技術の進歩、量販店・外食産業のチェーン化などに加え、大口需要家による生産者からの直接買い付けやインターネットを通じた直接取引などの状況が見られるところであります。

四ページをお開き願いたいと存じます。生鮮食料品の輸入量は、農産物の輸入自由化や国内生産力の低下などを背景に、水産・青果物とともに着実に増加しております。このような流通チャネルの多元化や物流システムの高度化、輸入食品や加工品の需要増等により市場外流通が拡大し、水産・青果物とともに卸売市場経由率は低下傾向にあります。

そして「三 食生活の変化」でございますが、一つ目は「多様化・個性化・高度化する消費者ニーズ」であります。

外食や惣菜、弁当等の中食など食の外部化傾向が顕著に現れ、その一方で消費者は大量生産された画一的な商品に飽き足らず、個人の価値観やライフスタイルに基づき、個性的な商品を求めるようになってきております。消費者は生鮮食料品の購入において、鮮度や安全性への意識が高くなるとともに、特定の産地にこだわって商品を購入したり、単なる安さだけではなく、コストパフォーマンスを求めるなどの傾向が出てきており、卸売市場においても、このような消費者サイドのニーズの多様化に対応した品揃えが不可欠になってございます。

二つ目は、「食の安全・安心への意識の高まり」でございますが、次の五ページをご覧くださいと存じます。近年、O-157による食中毒やBSE（牛海綿状脳症）、そして輸入野菜の残留農薬など食品の安全性に関わる問題が続出したことを契機に、消費者の食の安全・安心に対する関心が極めて高くなっております。このような背景から、市場関係業者と取引する利用者、特にホテルや外食産業などの需要サイドは卸売市場に対し、商品の管理方法を指定したり、衛生対策を取引条件とする安全証明書の提示を求めるなど、安全性確保への取組強化を求めているところでございます。

さらに「四 小売業界の構造変化」でございます。一つ目は「専門小売店の減少」であります。青果店、鮮魚店など生鮮食料品関係の専門小売店は、量販店との競争激化や個人経営者の後継者難等により減少の一途をたどっており、家族経営を中心とする小規模小売店と大規模チェーン化を進める量販店との間には、営業時間帯や情報収集力、品揃え等において大きな差が出ており、これら小規模小売店が今後売り上げを回復していくためには、地域に密着したきめの細かな対応が求められるところであります。このような背景から、小売店から卸売市場に対しリテールサポート機能の強化を求める声が高まっております。

五ページから六ページにかけてでございますが、二つ目の「量販店の競争激化」でございます。総合スーパーは、過当競争と景気低迷による倒産や経営再建に追い込まれる業者が相次ぐなど業績の悪化が顕著になっており、出店や販売戦略の転換やコスト削減による経営見直しの必要性に迫られているところであります。近年、大手流通外資の参入が相次いでおりますが、中には日本市場に適合できずに苦戦する外資系スーパーも現れており、その一方で日本の既存スーパーへの資本参加や総合商社との連携により日本進出の足掛かりをつかむ企業も出てきており、資本力のある外資企業の動向は、今後の我が国の流通業界に大きな影響を及ぼすものと予想されます。

一方、食品を中心とする専門スーパーは、地域に密着したサービスや品揃えで消費者ニーズに対応した店舗が好調を維持しております。また、食料品の低価格化が進む一方で消費者のグルメ・安全志向に対応し、高品質な商品を揃えた都市型スーパーの中には、高い価格設定ながらも都心部を中心に店舗数を増やしているところも見られます。特に量販店業界は大規模スーパー間の出店競争、外資や商社による資本参加、業界再編など生き残りをかけた厳しい競争局面を迎え、各社は深夜営業、独自の品揃え、情報化などによりサービスの向上や他店との差別化、業務効率化を図っており、仕入先である卸売市場に対しても、量販店サイド等のニーズに対応した販売供給体制づくりが求められてきております。

三つ目は「業態の多様化の進展」でございます。価格や専門的な品揃えなど、消費者の様々なニーズに対応して小売業界の業態は多様化しており、従来の業種型専門小売店、量販店の分類だけでは当てはまらなくなってきました。小売業態のこのような多様化は、今後生鮮食料品流通にも大きな変化をもたらしていくと予想される中で、卸売市場はこのような動向を踏まえ、提供するサービスの内容や品揃えの充実を強化していくことが求められております。

八ページの第三では、「東京都における卸売市場の現状と課題」を記してございます。一は「取扱数量及び取扱金額」でございますが、東京都の卸売市場の取扱金額は中央卸売市場、地方卸売市場を合わせ、水産、青果、食肉、花き、それぞれ記載のとおりでございます。このうち中央卸売市場の占める割合は、平成十五年において水産物が九九%、青果が八一%、食肉が一〇〇%、花きが八八%と、その大部分を占めてございます。図三 一のとおり、東京都の中央卸売市場は取扱数量の三割前後を隣接する三県に供給し、首都圏における集散機能の役割を果たしております。

九ページをご覧いただきたいと存じます。中央卸売市場の取扱状況であります。水産物について見ますと、全国の取扱数量に占める東京都のシェアは二〇%前後で推移してございます。しかし、図三 二に示すとおり、取扱数量は昭和六十二年をピークに、また金額については平成二年をピークに減少傾向にあり、これを市場別に見た場合、築地市場が東京都全体の八九%を示してございます。

以下十ページは青果について記してございますが、取扱数量が増加しているのは大田市場だけであり、他の市場はすべて減少しております。中でも減少幅が最も大きいのは、世田谷市場でございます。

十二ページをお開きください。食肉について記してございます。

十三ページについては、食肉の豚肉についての部分を示してございます。

十四ページについては、花きについて記してございまして、大田、世田谷市場を除く三市場が伸び悩んでございます。

十五から十七ページをご覧いただきたいと存じます。地方卸売市場でございます。都内には水産三市場、青果十三市場、花き八市場ございますが、その取扱数量、金額は、それぞれの図表に示したとおりでございます。

十八ページをご覧いただきたいと存じます。二といたしまして、「運営上の課題」でございます。一つ目は、「情報化と物流効率化の現状と課題」についてでございます。他の流通分野においては、取引形態は電子受発注、電子データ交換など、最新の情報技術を利用したものへ急速に変化しております。また、商社等の生鮮食料品の卸売業においては、加工品を中心としたサプライチェーン・マネジメントによる物流の高度化への取組が進行しており、量販店や外食産業ではコスト削減、業務の効率化などを目指し、様々な情報化の取組を行っております。流通環境の変化の波は卸売市場にも例外なく押し寄せており、市場内の各業者においても情報化による業務の効率化、物流効率化による経営コストの縮減が急務となっており、特にトレーサビリティ・システムの導入のためにも情報技術の活用が必要となっております。このような状況の中で卸売市場では、各業界において部分的ではありますが、情報化と物流効率化に向けた様々な取組を行っているところでありますが、まだ不十分な状態ということを述べてございます。

二十ページをお開きください。「(二)品質管理の高度化」についてであります。東京都の卸売市場では食品の性質に応じた多温度管理を可能にするため、各市場において卸売市場の低温化等々の整備を推進しておりますが、すべての市場において多温度管理が徹底されているわけではないため、品質管理に支障が生じる場合がある、と述べてございます。

(三)は「卸売市場制度改正への対応」についてでございます。平成十六年六月に取引規制の緩和、卸売手数料の弾力化等を内容とする卸売市場法の改正があり、今後の卸売市場制度全体に大きな影響を与えるものと考えられます。

二十一ページをご覧いただきたいと存じます。「(四)中央卸売市場の市場関係業者の経営状況」を示してございます。卸売業者においては長期的に営業利益率が低下しており、仲卸業者の約四割が経常収支において赤字となっております。

二十二ページをご覧いただきたいと存じます。「(五)決済制度」についてでございます。卸売市場における取引の決済制度は、卸売市場全体の信用を支える根幹的な機能を果たしておりますが、仲卸業者の売掛金の回収日数は長期化す

る傾向にあり、結果として仲卸業者の資金繰りを困難なものとしており、経営を圧迫しているところでございます。このことは卸売業者の経営にも影響を与えており、中央卸売市場の機能の一つである決済システムそのものを揺るがしかねない問題となっております。

次の「三 施設整備上の課題」であります。基幹的な施設は各市場においておおむね整備済みでございますが、その中で老朽化が進み、更新や修繕が必要な施設が増加しております。品質管理の高度化を図るための低温施設、大口需要者に対する荷捌き場や加工施設など市場機能を高めるための施設整備が必要となっており、こうした施設は迅速かつ効率的に整備する必要があります。都においてはこれらの施設整備について、施設を使用する市場業者の資金やノウハウを積極的に活用する方針のもとに、条例に基づく造作承認制の活用による施設整備を促進し、市場関係者が冷蔵庫等を自ら設置してきたところでございます。

また東京都は、平成十四年四月に市場用地の定期借地権制度を創設したことから、市場関係者は、この制度を活用した施設整備の推進が可能となりました。しかし、市場関係者の経営状況が芳しくない中で、一部の業者を除き設備投資が困難になっている状況も見られるところであります。また、東京都は開設者として限られた財源を有効に活用し、費用対効果を得られる施設整備が求められており、豊洲新市場の施設整備に当たっては、P F I方式の導入が現在検討されているところであります。

二十三ページをご覧ください。(二)は「食の安全・安心確保への対応」であります。近年、国内外で様々な食品事故や事件が発生し、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっております。産地や量販店では品質管理の高度化を積極的に推進しており、卸売市場に対しても、品質管理の高度化や衛生対策を強く要求しているところであります。今後、卸売市場は、トレーサビリティ、食の安全・安心の確保のさらなる充実に向けた対応が急がれるところであります。

二十四ページをご覧ください。「環境問題への対応」でございます。

二十五ページをお開き願いたいと思います。「(四)中央卸売市場の財政」についてでございます。市場財政は独立採算性を原則とする公営企業会計で運営されているところでございますが、昭和四十二年度以降連続して営業収支の赤字を計上するなど、大変厳しい状況にございます。近年、経常収支も赤字基調にあり、累積欠損金は平成十五年度末にお

いて百五十二億円となっています。一方、収入面では近年市場関係者の取扱金額が減少していることから、各市場からの売上高割使用料収入が減少傾向にあります。また、卸売市場の統合、仲卸業者の業務廃止等に伴う施設の返還により遊休施設が増加し、これが施設使用料収入の減少につながっております。一方、支出面では市場施設の経年による老朽化ため、修繕の経費の増大が見込まれ、また今後新しい流通環境に対応するための施設整備にも膨大な経費が必要であり、施設整備が市場財政に与える影響は極めて大きいものとなっております。都においては、これまで職員定数の見直しや事務事業の効率化等の内部努力、使用料改定等財政の健全化に向け、様々な取組を実施してきたところではありますが、今後はさらに中長期的な視点に立った取組が必要となっております。

二十六ページをご覧ください。「(五) 地方卸売市場の経営格差」について記してございます。

二十七ページをお開きください。このような現状を踏まえ、第四におきましては、都民の期待に応えられる卸売市場を目指して今後取り組むべき方向を示してございます。これまで卸売市場では生産サイドを比較的重視する取組を行ってきたところではありますが、卸売市場を取り巻く状況変化のスピードとダイナミズムに的確に対応するためには、消費者起点に立った取組に軸足を置く必要がございます。その上で、柔軟かつ大胆に自らを変革していかなければならないとしてございます。特に消費者が求める食の安全・安心への取組は生鮮食料品流通にとって重要な課題であり、卸売市場においては着実な取組が必要であること、また、卸売市場は公の施設として都民から期待される役割を適切に果たし、卸売市場の価値を高めることも必要であることとしてございます。

二十八ページをご覧ください。その一つは、「卸売市場の活性化と流通の効率化」でございます。(一)として「マネジメント力の発揮と経営基盤の強化等」でございますが、卸、仲卸、関連事業者等の市場関係業者がマネジメント力をさらに一層発揮し、経営基盤の強化、経営の健全・安定化に取り組むとともに、戦略的な事業展開を行いながら、卸売市場全体の集荷・販売力を強化し、売上高の拡大、利益率の向上に取り組むことが必要であるとして、各市場関係業者がなすべき事項及び東京都が取り組むべき事項が記されてございます。

三十ページをご覧ください。二の「代金決済制度の改善」でございます。卸売市場の短期決済制度は出荷者に対し有効に機能しており、卸売市場の信用維持に大きく貢献していることを踏まえ、今後は与信管理が可

能で確実な支払を行う仕組みとして、新たな決済制度の確立が必要であり、そのためには不良債権の解消の促進が急務としております。

次の二は、「情報化と物流効率化の推進」であります。取引業務の電子化と物流システムを活用した卸売市場内外の物流の効率化に取り組み、生産者と利用者のニーズに応えた先端的な流通拠点として生まれ変わらなければならないとして、「(一)卸売市場における業務の電子化及び標準化の推進」、三十一ページの「(二)情報公開の推進」、「(三)荷捌き機能の強化」、「(四)物流効率化の推進」などを提案しております。

三十二ページをご覧くださいと存じます。三は、「卸売市場の効率的な整備・運営と財政基盤の強化」についてでございます。(一)は「卸売市場の再編・統合」。三十三ページの「(二)民間活力の導入」、「(三)財政基盤の再構築」の三点について述べてございます。(一)では、東京都は近年の大規模拠点市場化や市場間格差など卸売市場における流通構造の変化を踏まえ、卸売市場の活性化、競争力の強化の観点から、各市場の特性に応じた卸売市場の再編・統合、卸売市場間の連携、各市場の機能分化に基づく転換などを図ることが必要であるとし、この場合における視点を示しております。(二)は「民間活力の導入」でございます。(三)は「財政基盤の構築」でございます。健全な市場財政を支える財政基盤を確保するために、徹底したコスト削減はもとより、中長期的な財政収支を踏まえた財政計画の策定などにより市場運営の戦略的かつ効率的な進め方の検討が必要であるとし、こうした観点から市場財政構造の抜本的な見直し、ライフサイクルコストを踏まえた施設整備、遊休施設の積極的な活用、多角的な活用についての検討が必要であるとしております。

三十三ページをご覧くださいと思います。四の「食の安全・安心の確保への対応」でございます。(一)に低温施設の整備、施設ごとに品質管理責任者の設置、温度管理や清潔・衛生保持の義務づけ、安全・品質管理者制度の活用等々、品質管理の高度化、あるいは衛生対策の強化について記してございます。

三十四ページでございます。(二)自然災害やテロなどの非常事態に備えた「危機管理体制の強化」を記してございます。(三)は、ICタグ等の活用、取組の推進を必要としてございます。

三十四ページ、「五 環境対策の徹底」でございますが、このためには不要なアイドリングの防止、小型特殊自動車

の低公害化による自動車排ガス対策の推進、廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策が必要であるとしてございます。

三十五ページの六は、「周辺地域との共存」であります。ここでは都民による体験学習やボランティアガイドの活用、食育推進など都民参加型の市場運営、出荷車両の滞留防止、騒音対策など周辺環境への配慮が必要であるとしております。

三十六ページをお開きください。七は、「地方卸売市場の機能強化」であります。地方卸売市場は地域の生鮮食料品流通を担っており、食の安全・安心確保の観点から品質管理の充実を図る必要があるとして、特に多摩地域においては地方卸売市場が生鮮食料品流通の大部分を担っており、多摩地域全体に生鮮食料品を安定供給できるよう、都と多摩地域の地方卸売市場の開設者との連携強化を図る必要があるとしてございます。

三十七ページをご覧ください。第五では「市場別整備方針」を述べてございます。各市場の整備は第四で述べた考え方に基づき進めるべきであるとし、全市場について卸売市場の取扱数量、それぞれの卸売市場の果たす役割と機能及び立地環境の変化等の要素を十分考慮し、各市場の特性を踏まえ卸売市場のあり方を見直す必要があるとしており、その上で各市場の整備方針を述べております。

「一 中央卸売市場」でございますが、(一)の築地市場は築地市場を豊洲地区に移転するまでの間、品質・衛生対策の徹底、老朽化施設の補修ないし撤去、交通動線の改善など、青果及び水産の中核的拠点市場として機能を維持する。(二)の豊洲新市場は、平成二十四年度開場を目途に整備する。流通環境の変化に対応できる新たな市場を建設する。(三)の食肉市場は、老朽化施設の整備に取り組む。また、引き続き環境・衛生対策に取り組む。(四)の大田市場は、中核的拠点市場としてその機能を十分発揮し、流通環境の変化に対応するため、効率的な物流システムを構築する。設備が更新時期に来ているため、計画的に更新する必要がある。水産物部は、豊洲新市場建設の影響を評価する必要がある。(五)の豊島市場は、市場を取り巻く環境の変化に留意するとともに、地域の小売商等の需要を満たす市場としての特性に配慮し、周辺市場との連携を視野に入れた検討を行う必要がある。国道十七号線拡幅に伴う市場用地削減の影響を縮小するため、施設を集約し、跡地に荷捌き場を整備するなど場内物流の効率化を図る。(六)の淀橋市場は、場

内動線の改善を図るとともに狭隘な市場の効率的な活用を図るため、既存の仲卸業者売場棟の再配置を含む施設の抜本的な見直しを図り、必要な整備を行う。松原分場は、引き続きあり方について検討する必要がある。(七)の足立市場は、食品の品質管理の高度化を図るため、低温卸売場を整備する必要がある。また、冷蔵庫など遊休施設の有効活用を図るべきである。豊洲新市場建設の影響を評価する必要がある。(八)の板橋市場は、区部北西部における立地を活かし、周辺市場との連携を視野に入れた今後の市場の活性化のあり方を検討する。物流の効率化を図るため、新たに荷捌き場を整備する。

次の三十八ページでございます。(九)の世田谷市場は、青果部の活性化のため、他市場との連携等、抜本的に市場のあり方を検討する。(十)の北足立市場は、青果部は、これまで効率的に整備を進めてきた施設の有効活用を図り、区部北東部における立地を活かし、活性化に取り組む。花き部は、顧客へのサービスの向上を図り市場の活性化を図るため、機械せりシステムを導入する。(十一)の多摩ニュータウン市場は、多摩地域の生鮮食料品流通の現状及び当市場の取扱状況に鑑み、市場のあり方について検討する。(十二)の葛西市場は、青果部は、豊洲新市場建設の影響を評価する必要がある。(十三)の多摩地域青果中央卸売市場については、国の卸売市場整備基本方針を踏まえ、新たな青果市場の新設は行わないこととする。なお、豊洲新市場の名称につきましては、今後検討するものであることを付け加えさせていただきます。

次に「二 地方卸売市場」でございますが、地域における各市場が生鮮食料品流通において現在果たしている役割を踏まえ、引き続き機能を強化する必要がある。(一)の水産市場は、多摩地域の水産市場については地方卸売市場の果たす公共的な役割を踏まえ、今後とも施設整備事業費補助制度により支援する。(二)の青果市場は、多摩地域の青果市場については、施設整備事業補助制度により支援するとともに、国と連携し、中核的地方卸売市場制度及び地域拠点市場制度も活用しながら支援する。(三)の花き市場は、花き市場については、地方卸売市場としての活性化が図れるよう支援を行う。

以上、報告とさせていただきます。

高橋会長      どうもありがとうございました。かなり大きな範囲、内容でございましたけれども、どうでしょうか。順序

を追ってというよりも全般的にご質問がおありの場合には、それをいただいてよろしいですか。

それでは、ただいまのご報告を踏まえまして、整備基本方針についてのご意見、ご質問等のある方は挙手をお願いしたいと思います。

川田委員 当初、上原先生からご説明をいただきました基本方針の考え方のところなのですが、今までは、市場というのは出荷者の販売代理人である、これを購買者からの仕入代行に変わるべきというお話でございまして、それは理解できるのですが、もともと卸売会社というのは産地の販売代理人、これは手数料をいただいているから当然そうなるわけがあります。購買者の購入代理人はだれかということ、仲卸業者であったのです。そこでお互いが、対峙という言い方はおかしいのですが、ある程度の対立関係にあって、片方は高く売りたい、片方は一円でも安く買いたいということで公平な価格の形成というのができ上がってきたはずでありました。これが今度の国の考えでもそうですが、市場というのはもう少し消費者のサイドに軸足を置いて業務を行うという方針で、これも正しいとは思いますが、では実際今現実はどうなっているかと言いますと、青果市場の販売代金が減っているという資料も出ておりましたが、実際は価格の点からいくと、平成三年の高値時に比べて今現在、昨年と今年の平均単価は約八〇%であります。消費者にわたっている末端価格を見てみるとわかると思うのですが、ほぼ一〇〇%であります。そうすると市場での価格が二〇%下落をしているにもかかわらず末端では一〇〇で売られている、こういう現状があるわけです。

何を指すかということ、やはり今消費者の便宜を図るということで、市場が今のところ成り立ってないわけです。非常に大きなバイイングパワーを持った量販店が入ってきて、これが消費者の代わりに立っているという形になっているわけですが、では実際どういう現象が起きているかということ、その二〇%の価格の差が仲卸と末端のスーパー、ここの間に消えてしまっているわけです。仲卸の現状を見ると非常に経営状況が厳しくなっておりますので、そこに大きな利益が落ちているとは思いつらい。消費者のほうに視点を置くということは十分理解できるのですが、現実を見ても消費者の代わりに表面に出ているのが民間企業であるスーパーであると。このスーパーの中に利益が埋もれてしまう、吸収されてしまうという危険がかなり多いと我々は考えております。ですので、消費者サイドに軸足を置いて市場機能を見直すということは良いことなのですが、その当事者が本当に消費者であるかどうかという見極めをぜひルール

中でしていかななくてはいけないと思っております。

それからもう一つ、福田委員からの文書でのご意見だったのですが、二点、非常に我々には理解しがたい点があります。一つには、グローバル化を目指したイノベーションを行うべきと、こういったご意見であったわけでありまして、グローバル化というのは、業種によって非常に適した業種と適してない業種があると考えておりまして、卸売市場、特に青果物の場合、グローバル化というのは何を指すかというのはよくわからないわけでありまして、例えばアメリカの大型流通、これをグローバル化、あるいは産地から消費地に、特に大手のスーパーのバックヤードに直接入れる、これをグローバル化と称するのかどうかという点に非常に疑義があります。例えば欧米の場合、葉物、キャベツとかレタス、こういったものをスーパーでご覧いただければわかるのですが、おおむね五品目程度であります。キャベツ、レタス、あと白菜等のようなものもございます。一方、日本のスーパー、行っていただければわかるのですが、冬場の今日の時点で葉物だけで三十種類揃っているわけです。これはどうして揃えるかということ、食文化というのがありまして、日本人はレタスだけを食べているわけではなくて、季節に応じていろいろな品目を変えたり、あるいは料理の仕方を変えて食べる、こういう習慣があるわけです。ですから、日本の食文化に合った流通というものが長い間築き上げられてきているわけです。ですから、食文化が大きく変わって、すべて外食だとかすべてレタスだけをサラダとして食べる、こういう食生活がグローバル化と称するのであれば、そう変わっていけば流通も変わっていく可能性があると思うのですが、今、食に関わるものは食文化というものがベースにあって、その上に流通が成り立っているわけですから、福田先生の言われるように、ではグローバル化をするためにイノベートするということが食文化すら変えてしまうということであれば理解できるのですが、食文化を変えずにイノベートだけをするということは非常に大きな矛盾があると考えています。

大まかなところは以上でございます。

高橋会長 川田委員からお話がありましたが、何かコメントはありますか。

上原委員 川田委員のお話、よくわかりました。

以前より卸売価格が二割も低いのに、量販店では変わらないということは、実は二つ問題があります。一つは、まさにそこがチャンスなのです。だから、卸売市場が仕入代行としてもう少し消費者に近づくなり、システムをつくってい

く、そういう可能性があるからこそ我々は卸売市場を強化していく、これが一つです。

もう一つは、やっぱり取引条件の問題です。ここが一番問題だと思います。その点の是正をしていけば、やはり流れとしては仕入代行のほうにいくのではないかと。

それから、もう一つだけ注意していただきたいのは、最近、産地から直接に、卸売市場を経由しないでマーケティング力を強化している。これはまさに、産地が販売代行から仕入代行に変わっている。競争から見たら、やはりいろいろな条件があるけれども、基本的には仕入代行の思想でもってしていく必要がある。ただ、我々としては卸売市場がそういう仕入代行になりやすいような条件をつくっていくのが、まさにこの卸売市場の整備方針の一つだろう、そういうふうにして解釈しております。

川田委員 直接売るということは大いに進めていくべきだろうと思っておりますが、物理的に、先ほど申し上げたような少量多品目の取扱いを主とする大手量販店にどれだけの割合が行っているかということ、これは公表されている数字と我々実感とは全く違うわけです。例えば産地からトラック十トン車で都内の店舗三十店舗に葉物だけを配って歩けるか、これは非常に物流的に不合理。では、スーパーのセンターにどれだけの物が持ち込まれているかということ、このキャパシティも限られているわけでありまして、今自動化をされているというけれども、例えばグローサリー商品についてはかなりのスピードで進んでおりまして、これはストックができるからです。例えば鮮魚、あるいは生鮮の野菜の場合、どれだけの比率があるかということ、この比率はかなり低いのであります。かつ生産者の側から見て、もちろん消費者側に立つというのは理解するのですが、生産者側に立って卸売市場全体が購入代理人になってしまった場合、価格の形成の適正化、価格の形成はどこで生まれるのだろうと、この非常に大きな疑義が生まれるはずであります。ですから、今であると卸売会社というのが一円でも高く売れば手数料が高く入るということを産地のほうが理解して委託をしてくるわけです。これが購入者の側に立って価格を、例えば百円だと決めた場合、その価格の百円の正当性をどこに見出すか。その部分を外してしまって、仕入代行的な意味の強い価格形成機能になってしまうと生産者のほうが離れてしまう、あるいは非常に市場に対して不信感を持って市場比率自身がおかしくなってしまうというふうに考えております。

高橋会長 よろしいですか。

上原委員 大体、仕入代行といいましても、それは量とか需要量を予測してやるわけですから、そのところは、仕入代行だから全く勝手に消費者段階で価格を高く決めるということ、これは許されないわけでありまして、その点はもちろん卸売市場の機能として考慮せざるを得ないと思います。川田委員と私の言っていることはほぼ同じではないかというような気はしています。

高橋会長 それでは、ほかにございますか、ご意見、ご要望。石井先生。

石井委員 市場別整備方針という三十七ページのところでございます。今回の市場整備基本方針が消費者からの発想に軸足を置き、食の安全・安心の確保という大きな方向転換といいますかポリシーでいこうということであります。そこで、各市場の整備に関連して豊洲新市場がすばらしく、まさにこの整備方針に合うような形で整備されていくことは大変望ましいことなのですが、それに伴って周辺の市場の格差が出てしまっていて豊洲新市場に一極集中するようなことがあってはならないわけありますから、東京都はその他の市場についても豊洲新市場と同じような機能というのですか、卸会社、仲卸、商組の皆さんから手数料をいただいて市場が成り立っているわけですから、周辺の市場も、ぜひともきちんと同時並行で整備をしていただきたい。

私は墨田区ですから、墨田区は葛西市場で、墨田、江東、江戸川、葛飾の方々が行っておりますけれども、この三十八ページにも、青果部は豊洲新市場の影響を評価する必要があると。影響が出てくるわけですから、その影響に対してきちんと対応するというふうに述べておりますけれども、ぜひともこれは力を入れて、豊洲新市場がよくなって葛西市場の皆さんにご不便がかかることがないようにきちんとしていただきたいと思います。後ほどコメントをいただきたいと思います。

あわせて、前にも少しお話ししたのですけれども、板橋市場であります。物流の効率化を図るため新たな荷捌き場を整備するという、その中に入っているのかもしれませんが、市場が非常に老朽化してしまっていて、屋根がトタン板で夏場になると場内が四十度近くになる。葉物や青果物が萎えてしまう。何とかきちんとした整備をしてほしいと卸会社、仲卸、商組の皆さんが要請しているわけありますので、安全・安心の生鮮物を提供することが市場の役目ありますから、そうしたこともきちんと現地の方々の声を聞いて、来るべき整備方針の中にきちんと入れて、そして整備すべきで

あると思います。コメントを伺いたいと思います。

高橋会長 豊洲と板橋と葛西、この件よろしいですか。どうぞ。

上田幹事 二点の質問の一点目でございます。豊洲新市場の開場に伴っての周辺市場への影響ということで葛西市場を取り上げられております。今次計画は、平成十七年から二十二年度までを計画期間としてございます。ちなみに豊洲の計画につきましても、平成二十四年度開業目途というようなことで現在進めておりますところから、今次計画の中ではそうした豊洲計画の影響等を十分踏まえた調査をし、今後の卸売市場の運営等を考えていきたいと思っております。

それから、二点目の板橋についてでございます。そこにお示ししておりますように、板橋市場の市場特性を踏まえて、今後その整備の方向を考えてまいりたいということであります。

石井委員 よろしく願います。

例えば葛西市場のこれまでの長い歴史の中で、この二十数年の中で、実は両国にあった市場、葛飾の市場等が集約されて、東京都の市場整備の方針に基づいて様々な痛みを感じながら、卸会社、仲卸、商組の皆さんが決断をして、東京都の方針にのっとり、葛西市場に夢と希望を持って集まったという過去の歴史があるわけであります。それを今度はまた超えるような豊洲新市場ができることによって、そういう方々のこれまでのご苦労が損なわれることがないように、細心の注意を払って対応していただきたいと思っております。これは要望であります。

高橋会長 今のは要望でよろしいですか。

石井委員 要望でいいです。

高橋会長 それではどうぞ。

三原委員 今の石井委員のご発言と少し重複しますが、豊洲新市場の影響をぜひ早く判断すべきだということを私もこの審議会やそれ以外の場でもしばしば申し上げてきて、今回こういう形で文言が出てきたことは大変ありがたいと思っております。

ただ、今お話がありましたように、平成二十二年度までがこの整備方針でございますので、これに基づいて整備計画というものをつくられるというふうに伺っていますが、この影響評価を五年がかりで行って、この基本方針の

平成二十二年の時点でこういう影響が出るということがわかりましたと言われたのでは、豊洲の開業が平成二十四年だとすると、開業まで二年しかないことになりますから、とても二年間ぐらいで、次の豊洲新市場の影響を受けないような何らかの対応をするということは間に合わないと思うのです。第一、これはまた五年後に整備の基本方針を議論して整備計画をつくるというのでは、計画してから、やれ予算措置だ何だというと、またそれから何年か先ということになってしまいますから、ただ単に影響評価するというだけでなく、きちんと影響評価に基づいて対応策を講じるというところまで踏み込んでおいてもらわないと。ただ、この基本方針ではそういう表現がないのかもしれませんが、これに基づいて十月頃に整備計画をつくれるそうですので、影響評価をして、それに基づく対策をきちんと、それは施設の整備なのか、仲卸業者とか卸売業者の統廃合なのかわかりませんが、とにかくきちんと、平成二十二年に新たな方針を出そうという議論のときには形が整っていないといけないのではないかと思います。ですからぜひ、この影響評価する必要があるというところにとどまらず、もっと踏み込んだことを、基本方針に入れていただくのか、それとも整備計画のところに入れていただくのかわかりませんが、どちらかにきちんと、もう一歩二歩踏み込んだことを決めておいていただきたいと思います。

足立市場は五年前のときに整備計画の中で、今日、足立区長もお見えですが、足立市場の整備計画で、足立区が策定を進めている周辺街づくり計画との関連を踏まえて市場のあり方を検討すると、こういうように五年前の整備計画でうたっていたいただいているのですけれども、足立区の策定というのも、最近この足立市場近辺の再開発というのが具体的に動き始めましたので、まだ市場側とそんな整合性はないかもしれませんが、少なくともこの文言がこれからの五年の中に消えてしまったら足立区との連携はなくなってしまいますので、整備計画の中に入れていただいても結構ですので、足立区の策定する周辺計画ときちんと整合させて計画するということを、必ずこれは入れていただきたいと思います。

後半は要望ですけれども、前半についてはぜひ踏み込んだことが記載できるかどうか、答弁をお願いします。

上田幹事 豊洲新市場の影響を評価する必要があるということの記載に関連しまして、平成二十四年豊洲新市場開業を睨んだ場合に遅いのではないのかとのお話でございました。私どものほうとしましても今後、その影響評価ということを極めて重く考えてございます。この取扱いにつきましては、今日は、基本方針（案）に関しまして計画部会の検討状況

ということでのご報告でございます。そういう流れの中で、その取扱い等につきまして計画部会の先生方で再度ご検討いただくことで対応してまいりたいと思います。いずれにしても軽々にこの問題について取扱うというふうには考えてございませんで、私どもとして適切に取り組んでいきたいと考えております。

高橋会長　　少し待ってください。横山先生。

横山委員　　資料の二の三十二から三十三ページにかけまして大森部会長のほうからのお話もありましたし、事務局のほうからご説明がありました。三の「卸売市場の効率的な整備・運営と財政基盤の強化」という観点で、今、先生方からご意見が出ました三十三ページ、とりわけ上の「民間活力の導入」の前の部分が、いろいろご意見が出ているのだろうということでございます。私は、この審議会に過去の経緯が一切わからずに入ってきておりまして、豊洲新市場の開場については既定方針として与えられたもとで、議論に今回参画させていただいております。そうしますと非常に重要なのは、今、三原先生はじめ石井先生もおっしゃっていますように、過去の審議会の経緯の中で、この豊洲新市場の開場に対して周辺市場をどういうふうに位置づけることで豊洲新市場が平成二十四年に開場ということは決まったのかということとは極めて重要になると思います。私自身はやはり、豊洲新市場が開場になるということを経験で整備計画を立てていかなければいけないと。ただし、その整備計画を立てたときに、平成二十四年開場は既に決まっております、あくまでこれは私見でございますけれども、やはり今の大きな時代の変化の中で都民の期待に応えるべきときに、すべてどこまで、その市場整備に、その周辺市場を含めて再編をせずに統合せずに済むのかということは、やはりこの審議会ですっきりと議論しなければいけないのではないかと思います。

ここではあくまで基本方針だけでございますので、先生方にとりわけコメントいただきたいのは、その再編基準等々の取組、予算が限られておりますので、そういう中でどういう基準づくりをすると市場関係者、すなわちすべてのステークホルダーにご納得いただくような形にならないにしても、個々の市場云々ではなく、再編基準として多くの関係者のご納得いくような基準としてはどういうものがあるのかということをややはり個々の審議会の委員の方々に、会長を通じてでも、あるいは大森部会長を通じてでもお知らせいただかないと、これはなかなか、大森部会長のほうでこういうような基準を考えるとやっぱりご納得いかないのではないかと思います。だから、タイムスケジュールを考え

て、これも事務局サイドの今後の運営の仕方だろうと思うのですが、やはり審議会委員各位がどのような再編基準であればいいのかと、ここから始めないとやはり済まないのではないかと、あくまで私見でございます。

以上です。

高橋会長　　今のご意見について何かありますか。

森澤幹事　　中央卸売市場の再編・統合というのは非常に重要な難しい問題でございます、中央卸売市場の場合ですと国の認可も必要になり、また、国の整備計画に具体的な市場を取り上げなくてはならないという問題があります。

また、先ほど再編基準について検討できないかということですが、現在、再編基準につきましては国のほうで一定の基準を示しております。それに該当するものを具体的にどうするかという非常に困難な問題が出るわけですが、一般論でございますけれども、ある市場を例えば廃止する、あるいは統合していくという問題につきまして、審議会でご議論いただいて、審議会の結論に基づいて廃止・統合するという形にはなりません。やはり行政責任として、それは開設者が判断することになるわけで、まさに再編基準のあり方を議論していただくというのが審議会の役割になるかと思えます。

現在、豊洲新市場につきましては平成二十四年開場目途ということで整備しており、東京都の各局が交通ネットワークも含めて、非常に厳しい状況の中で整備を進めているわけでございます。その平成二十四年に開場したら直ちに葛西市場、その他の市場が立ち行かなくなるとは実は考えておりません。影響というのは非常に長期にわたって出てくると思っております。その辺の状況は、これは中央卸売市場の我々サイドだけで予想しても予想できない問題でございます、出荷者のほうの動向、消費の動向、我々はその中央にいるわけでございますので、両サイドの動向が結果的に市場の存続に影響を与えるということもございます。その辺を慎重に見極めていきたいということで、今回の方針では、影響について評価するという表現にさせていただいております。

ただし、それ以外の状況の分析によって一定の結論が出せるものにつきましては、先ほど申しましたように、整備計画を開設者として知事が作成するときに、できるだけ対策まで含めて記載をしていきたいと思っております。もちろんその記載をするに当たりましては関係業界の問題がございますので、十分、当該市場の関係業界と情報を交換しながら、

ご理解とご協力が得られるような形で進めていくのは当然だというふうに考えております。

そういうことで、今回は基本方針として、豊洲新市場につきましては対策まで踏み込んで書けるものは書きますが、極めて難しいと思っております、このような表現でやむを得ないのかなと考えているところでございます。

高橋会長 今後の方向性等についてのご説明ですが、横山先生、よろしいですか。

横山委員 はい。

高橋会長 ありがとうございます。それでは、続いてご意見、ご質問をどうぞ。伊藤先生。

伊藤委員 水産の伊藤でございます。二つの点で発言したいと思えます。第一点は、冒頭、川田委員からお話の出ました市場としてのこれからのあり方の問題でございますが、生産者視点から消費者視点へ移っていくのだと、こういうことでございますけれども、先ほど川田委員からお話がございましたように水産も全く同じ仕組みでございます、生産者を代行するものとしての卸と、それから、消費サイドを代行するものとしての仲卸が対峙して、そして、そこで評価が生まれ、取引が生まれる。こういう仕組みが市場の仕組みでございます、これは今回の市場法の改正に当たっても、この基本的な構造というのは変わってないわけです。その中で確かに一つの、時代の流れとしては、こういう消費の点を重視していく、そちらのサイドにウエイトをかけていくということはよくわかるのでございますが、この構造の中でどうやっていくか。もちろん我々、今その中で、例えば卸と仲卸、あるいは卸とバイヤーが協同して、例えば産地へ行って新しい商品を開拓していく、新しい商材をつくっていく。あるいは鮮魚の扱い方でも、例えば今まで煮たり焼いたりして食べているものをお刺身で食べたら非常においしい。それをどうやったら刺身で提供できるように市場の扱いとしてつくっていけるのだと、そういう例は幾つもありまして、そういうことをやっているわけです。これからそういう流れ方なども一つの形になっていくと思えますが、そういう卸と仲卸の今の構造の中でそれらをいろいろ工夫しながら、これからのそういう社会のニーズと申しますか、そういうものに沿っていかねばいけないというふうに思っております。ただ、そういう点でいろいろ制約があるという点がございます。

それから、二つ目の問題は、先ほどお話がございましたように今回の基本方針が平成二十二年までということでございます、その中には先ほどからお話が出ておりますように豊洲、これはあくまで仮称でございますが、豊洲につくら

れる新市場、これのまず具体的な設計の段階まで、一部もちろん着工まで入ると思いますが、そこまでの期間でございます。したがって、今ちょうどこれの計画を詰めている段階でございますけれども、この中にいわゆるハードとしてこれから求められる卸売市場の機能が、もちろん安全・安心ということは大きな前提でございますけれども、そういうこと以外にこの取引の面でも、いわゆる物流の面でも、しかもローコストでやっていけるような、そういう市場をつくっていかねばいけない。それには十分英知を集めて、皆さんに、特に都民の方々に歓迎されるような市場でなければならぬ。それをつくっていくのはどうやっていくのだ、それが一番大事なことだと思っております。それと同時に、これの今お金のかけ方を、PFIとかそういうお話が出ておりますけれども、いわゆる公的ないろいろな制約の中でこの市場はつくられるわけですから、公の負担する部分、それから、使用料という形で民が負担していく部分、それらをきちんと峻別して、あくまでもこの市場の本来の取引、市場の活動、それらがあまりに過重な使用料によって、市場の活動が制約を受けるというようなことではあってはならないと思うのです。ですから、現状よりもそう大きな負担にならないような、そういう使用料でなければならぬというふうに思っております。

以上で、私の要望を含めた発言にさせていただきます。

高橋会長　ご要望が三点ほどありました。コメントは何かありますか。

森澤幹事　今お話がありました中で一つだけよろしいでしょうか。使用料の問題でございますが、これについては現在の使用料体系の中で検討するとどういった新しい市場ができるかということは、検討の素材としてご提出を申し上げます。そして一方で二十一世紀に通用する新しい機能を備えた豊洲新市場をつくる場合には、仮にということでこのぐらいの投資価額、それを使用料に置き換えるとこのぐらいになるという形で今ご検討いただいているわけでございます。使用料につきましては、審議会で具体的な仕組み、また金額を審議するということがルールでございますので、いずれ我々のほうで、現在行っています財政の抜本的見直しの中で一つの案をつくった上で、審議会にお諮りして、そして適切な水準でご負担いただく形で進めさせていただきたいと思っております。

現時点で現状より大きな負担をどの程度に見るかということにつきましては、今後の検討の中でいろいろ協議をさせていただきながら案をつくらせていただきたいと思っております。そのことだけ述べさせていただきます。

高橋会長 よろしゅうございますか、先生。

伊藤委員 結構です。

高橋会長 どうぞ。

上原委員 先ほど価格形成機能について出ていましたけれども、よく考えますと需要量と供給量でマッチしての価格が決まるだけではないのです。価格は競争によっても決まる。そこで、競争の軸足が販売代行から仕入代行に移ってきていますと。卸売市場は量の調整で価格をつくることと同時に、それだけではもう済まされなくなってきた、まさに競争ということを考えると軸足は消費者志向に移っている。これが一つです。

それからもう一つなのですが、これは私たち計画部会で、私は少なくともこういうことを考えていました。卸売市場と言いますけれども、組織としてどういう組織なのかと考えたら、利用型組織なのです。みんなが市場施設を個々ばらばらに利用している。それで一番問題なのは、共同化は意外とされていないのです。ですから、今回の卸売市場法の改正も、仲卸と卸が共同化していく。片一方では量の調整をやると同時に、片一方は仕入代行に向かって協調していく、集団化して強化していく。これと同じことが実は卸売市場システムなのです。つまり東京都は、豊洲だけではなくていろいろな卸売市場を抱える、競争していると同時に協調した機能分担関係でシステムとして動いていく。これをやはり、政府の卸売市場の今回の改正もそれを意図している。このことを含めた共同体制と申しますか、そういうものづくりということが一方で重要だなということが、少なくとも私は計画部会に参加していて意識したことでございます。念のためご紹介しておきます。

高橋会長 ありがとうございます。他にいかがですか。

渡辺委員 最初に、業務管理運営の問題で何点かご質問したい。それから、施設整備について何点か質問したい。先ほどからいろいろお話がありましたが、消費者の立場からということで申されましたけれども、そうであるならば、それに見合うような改革というものが必要なのではないかというふうに思うのです。しかし、今進められている規制緩和というのは、それに私は逆行するということを強調せざるを得ないということなのです。そういう立場から、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、規制緩和の進展ということが最初にありますけれども、この規制緩和が何をもたらすかということであります。私は、この法改正に当たって何点か指摘をしてきたところでありまして、その第一点で卸売市場の手数料の自由化問題についてです。これまでは全国一律で定められておりましたけれども、卸売業者が機能やサービスに見合った手数料を弾力的に徴収できるようにする、こういうことになったわけです。市場経済とか、あるいはまた自由競争という名のもとで規制緩和だけを先行させるべきではないと思うのです。手数料の自由化は市場間競争あるいは業者間競争を強め、卸売業者間の格差を一層拡大する。そしてまた、地方卸売市場などでは集荷そのものが困難になる可能性は否定できない、こういうことが多くの関係者から言われてきたところでありまして、現に卸売業者の収入というのは、委託手数料が大半を占めている。例えば事業収益の中で青果が八〇%、食肉が七九%、花きが八七%、こういうように卸売業者の経営というのは、この手数料の収入に依存しているというのが実態です。この手数料引き下げにつながる規制緩和、業者にとっては死活問題だということを前にも指摘したところです。また、集荷競争や品揃えで不利になれば買出業者は離れていく。経営不振で廃業にも追い込まれかねないという重大な問題があることも指摘してきました。そこでお聞きしますが、この手数料問題では農水省は卸売業者が手数料を定めるが、開設者が業務規程で定めることも可能な仕組みとする、こういうことを言ってきました。そこで関係者も、開設者が業務規程等により定めるべきと言ってこられました。開設者は、業者自ら決めるべきだと、こういうことも言ってきました。お互いに相反することを言ってきたわけです。その後、この法改正と話し合いということではどのような経過と、そしてまた決着が図られたのかということをお教えいただきたい。

高橋会長　　高津幹事。

高津幹事　　お手元の資料で言えば、二十一ページにそのあたりが取り上げられているかと思えます。大変恐縮でございますけれども、二十一ページをご覧いただきたいと思えます。

渡辺委員がお話のように、当初、卸売手数料は自由化と言っています、現在は弾力化ということでございますけれども、大変議論のあったところがございます。そこで、ここにありますように、いろいろ議論があった中で結論的には平成二十一年四月からの施行ということでございまして、五年間の経過期間が設けられました。これが決着といえますか、

結論でございます。法改正の結果、こうなりましたということでございます。最後の段落のところ、今のところの規制緩和の効果を見定めながらこれからあり方を検討する必要があるというのが、この方針の記述でございます。後ほど条例改正の内容についてご説明するつもりでありましたけれども、時間の関係で十分にご説明できる時間がなさそうなのですが、いろいろな規制緩和策を講じておりますので、そういったものの状況・効果、あるいは世の中の動きもありますので、その辺を見定めながら今後、経過期間の中であり方を検討することが結論でございます。

高橋会長 渡辺委員。

渡辺委員 わかりました。しかし、私も言いましたが、開設者がやはり私は決めていくということで業者の経営を守っていくというふうに思うのですけれども、そういうことを要望しておきたいと思います。

二つ目ですが、これは企業におけるインターネットワーク利用の拡大という問題ですが、企業におけるインターネット普及率は八二・六％、ブロードバンド導入というのは、そのうち四二・七％になっているのだからということが書かれておまして、そして、インターネットを通じての電子商取引、この事例が増えていると。卸売市場でも量販店や外食産業等からの卸売、仲卸業者に取引のオンライン化を要求していくとあるけれども、これはなぜ必要なのかということを少しお聞きしたい。

高橋会長 上田幹事。

上田幹事 報告書の説明の中でも触れさせていただきましたが、卸売市場の顧客である需用サイドのほうでは実態的にそのような情報システムが導入されてきており、その導入・運用が個々の企業にとってまさにコスト削減の大きな要因になっております。これを受けて市場サイドにも、そうした情報化に対する取組をきちんとしてくれという声が強まっており、適切な対応が求められているところであります。

高橋会長 渡辺委員。

渡辺委員 その次に進みます。

卸売市場取引では現物取引が原則とされてきたわけですが、一九九九年の法改正で、これが緩和された。今回さらに電子商取引ができる、こういうところまで緩和されてきたわけですが。卸売業者が開設区域内外を問わず商物分離取引、

こういうものが全国どこでも、しかもインターネットでの取引が可能となった。産地や輸入業者が直接量販店へ商品を出荷できるように、そういうことになりました。このようなことで入荷量が年々減少する一方、卸売業者の格差も広がる一方ではないかというふうに私は思っておるわけなのです。

今、産地との直接契約が進む中で、この電子商取引のインターネット化を促進するということで一層これを大規模に進めていくということは、いわゆる卸売市場の役割と機能、こういうものを大きく変質させていくのではないかと、こういうふうに思うのですけれども、この点はどうでしょうか。

高橋会長 高津幹事。

高津幹事 これも後ほど説明しようと思いましたがこの際ご説明したいと思えますけれども、電子商取引を導入する場合の条件が幾つかございます。その中で一番大きいものは、ある程度一定の規格性を有する、そのために現物を見なくてもある程度の適正な取引ができる、そういうものを電子商取引の対象物品にしようということでございます。それによって市場内に現物を搬入しなくてもいいということになりますので、ある部分、市場の狭隘化だとかそういったことも避けられるし、現状の課題としてありますそういった点の解消にもなりますし、市場流通の効率化に寄与するということでございますので、これから、いろいろ先ほどの説明にありましたように社会経済状況の変化の中で周りではどんどんそういった取組が進んでいる中で、卸売市場がそれに立ち遅れるということになればやはり競争力を維持できない、低下していくということでございますので、この点は可能な限り、そういった対象物品があれば電子商取引を進めていくということが必要かと思っております。

高橋会長 どうぞ。先にまだ質問がありますので、簡潔にお願いします。

渡辺委員 手短にと言われるけれども、こういう重大なものを二時間以内で、しかも一時間は報告でしょう。そういうことでやっぱり規制をするというのは、少しおかしいです。だから、そういう点では、やっぱり質問したいことはたくさんあるわけですから、また主張したいこともあるわけですから、それは時間をひとつ保証していただきたい、このように思います。

いずれにしても電子商取引ということについては、私はますます市場の目的からいって、やはり逆行するのではない

かなというふうに、これは本当にそういうふうに思っておりますので強調しておきたい。

その次に、卸売業者も仲卸業者も全体として経営状況は厳しい、こういうふうに報告されております。特に仲卸業者の経営は厳しいと、この報告でもいろいろ書いてあります。これについては省きます、書いてありますから。二年連続して経常利益率、あるいは自己資本比率、こういうものがマイナスとなった事業者には経営改善指導を実施しているところもあるけれども、水産物部あるいは青果部、そしてまた食肉部、こういうところで何事業中何事業者がその対象になっているのか、またどのような改善指導をしているのかということもお聞きをしたい。

高橋会長 高津幹事。

高津幹事 まず、ただいまのご質問にありました経営指導の対象となる業者数でございますけれども、部類別に、今数字を即座にお示しすることが、資料はございますけれども、時間がかかるので後ほどにさせていただきたいと思っております。まず、先ほどの説明の中にありましたように、経常赤字の割合が仲卸業者全体で四割に達しているということがございます。そこに対してどういった経営指導を行っているかということでございますけれども、これは専門的な公認会計士等を通じまして経営内容のチェックをさせていただいて、いろいろ経営改善に努めていく内容のご指導をさせていただくということをしておりますし、いろいろな相談もさせていただいております。そういうことを特別相談ということによっております。さらにこれから財務基準というものを設けまして、まず自己管理の目安にさせていただくようにしておりますので、それを各経営者の方にまず自らの改善を促していくということでございますので、これからそういったことを強めていきたいと思っております。

高橋会長 渡辺委員。

渡辺委員 それでは後で数字を教えてください。先に進みます。

この卸、仲卸業者に対して、法改正によって、開設者はそれぞれの業者の経営の自己管理の目安となる財務基準というものを設定させて、経営悪化の場合には早期改善措置を講じていくための仕組みが業務規程の中に位置づけられました。そして開設者は、経営が悪化した場合には必要な改善措置を命ずることもできると、こういうふうになっておるわけですね。これまでに、必要な改善命令措置というのが何事業ぐらいに出されているのかという質問が一つ。

それから、続けてもう一つお聞きします。いろいろな報道やまた話を聞きますと、今、仲卸業者数というのが約九百軒というふうに言われていますけれども、東京都は経営安定化ということで、これを統合していこうという方向を持っているというふうにお聞きしております。これはどのぐらいの規模を目標にしているのか、あわせてお聞きをしたいというふうに思います。

高橋会長　高津幹事。

高津幹事　まず財務基準の関係は、これからの設定になります。条例改正を都議会のほうにご提案させていただいて、それを可決していただいた後に施行ということになりますので、今即座にそれが適用されているわけではございませんのでそれ以降ということになりますけれども、仮に今考えている財務基準を当てはめていくと、六割ぐらいの仲卸業者がその財務基準に当てはまるのではないかと。今現在の調査では、そういうことでございます。

二点目の統合の関係ですけれども、私どもで先ほど経営指導の方針を出した際には、一応十億円ということの一つの目安にしてございます。それはいろいろ経営状況を調査いたしますと、やはり取扱高十億円というのが一つの目安でございまして、取扱高が少ないところは結果的に赤字業者、経常赤字を出している割合が多いということがございます。その辺の状況を見ながら、まず売上高で十億円ということを目指していただきたい。そういうことを指針としております。

高橋会長　渡辺委員。

渡辺委員　わかりました。いずれにしましても法改正による規制緩和というのは、商事会社等の外国産の量販店への直接出荷、あるいはまた量販店の産地との直接契約などをどんどん拡大させていると。中央卸売市場の集荷量は、年々減少の一途をたどっている。中央卸売市場の目的と役割というものも、こういう中でやはり形骸化されていくのではないかと。いうふうに心配しているところです。同時に卸売、あるいは仲卸業者間の競争、そして格差の拡大など、市場が本当に都民に安全で新鮮な食料品を安定的に提供できるかどうか、その環境づくりがますます、私は困難になっていくのではないかと。いうふうに危惧をしているところなのです。

規制緩和ということではなくして、市場に水産物あるいは青果物などの集荷物がどんどん増え、そしてまた卸、仲卸

業者の経営を安定させていくということこそが活力ある市場づくりにつながっていくのだろうというふうに思いますので、そういう点ではこの規制緩和という内容についても、開設者はしっかりとした立場に立って指導を強めていただきたいというふうに思っていますし、また取り組んでいただきたいとこのように思います。

次に施設問題で若干お聞きいたします。まず一つは、東京都は豊洲新市場というのは既定方針ということで進められておりますけれども、中央区との話し合い、これは気にかかる場所ですけれども、これについてはどうなっているのか。そして、築地の跡地利用、こういう問題についての話し合いがされているのかどうか。それからもう一つは、中央区の豊洲移転に反対する会がありますけれども、この団体に対する説明など、こういうものはやられているのかどうかということをお聞きしたい。

大野幹事 豊洲新市場に関する中央区との関係のお話でございますけれども、中央区につきましては、昨年十二月に築地の跡地についてのビジョンを発表しました。そのビジョンに基づきまして東京都と協議をしたい、こういう申入れがございます。私ども東京都としては今、関係局でどのように対応するか、その辺を協議しているという段階でございます。

ビジョンも、反対する会の機関として中央区と一緒に出していただいております。

高橋会長 渡辺委員。

渡辺委員 わかりました。

その次ですが、豊洲新市場をはじめとする他の市場においても大規模な整備に当たってはPFI事業によるということで、それは検討すべきと、こういうふうにしてありますが、私は以前からPFIは活用すべきではないというふうに言ってきたわけですが、豊洲新市場建設のいわゆる建設手法、この報告では必要があるというふうに言われているのですが、これは固まったということに理解してよろしいのですか。このPFIでいくというならば、その基準となる、しかも、なぜそのほうがいいのかと、こういう問題について、ぜひ審議会に報告していただいてその内容を検討すべきだというふうに思うのですが、その点もあわせてお聞かせいただきたい。

高橋会長 大野幹事。



だけを決めるというか定めるということで、ここへ提起するのが当たり前のことではないのでしょうか、どうなのでしょう。

大野幹事　この資料の二の三十三ページの「民間活力の導入」のところにも記載してございますけれども、豊洲新市場建設のためのPFI事業について整備を現在、先ほども申し上げましたように検討中でございますして、その検討を踏まえて、こういった形で審議会も含めてご報告なりするかということは、今後検討させていただきたいというふうに思っています。

渡辺委員　意味がよくわからないのですが、これは会長に申し上げたいと思うのですが、今のこの重要な内容について、どういう方向で市場というものをつくり上げていくか、これはやはり基本問題ですから、やはり本審議会にぜひ提案をしていただいて、議論できるような形をお願いをしたい。

基本設計に入った後に本審議会を開いて報告するということについては、やはり私は筋が違うというふうに思いますので、ぜひその辺は会長のほうから取り計らっていただきたいというふうに思うのです。これは要望しておきたいというふうに思います。

次の問題は、この民間活力の問題なのですが、現行の卸売市場制度においては限定的な適用となるということ的前提にしながらも、指定管理者制度について運営の合理化等の立場から検討するというふうに書かれているわけですが、市場が指定管理者制度のなじむものではないというふうに思うのです。例えば限定的な適用と言っているけれども、この限定的というのは一体どういうことを言うのかということをお聞きしたい。

もう一つは、指定管理者制度ということで指定管理者に運営をしてもらうということになれば、プライバシーに関わる重大問題というのがいろいろあります。例えば卸、あるいは仲卸業者の経営改善指導、あるいは改善指導措置、こういうものを命ずることができるということ、こういうものをどこが責任を持ってやるのかという問題とか、あるいは相対取引の問題、せり問題、そして市場の活性化、競争力など、今後も引き続き重要な課題が、山積していると思うのです。公共的役割という立場から見れば、やはり指定管理者制度を導入するということについては、私は問題が多過ぎるというふうに思うのです。そこで、この問題についてはどのように考えておられるのか、あわせて二点お聞かせいただ

きたい。

高橋会長 石川幹事。

石川幹事 先ほどの整備手法について、この審議会できちんと決めなければおかしいのではないかなという趣旨のご発言だったと思いますけれども、本文三十三ページ(二)の「民間活力の導入」にありますように、この審議会の計画部会として整備手法については可能な限り民間の創意、資金、経営能力、技術的能力を活用し、効率化を図ることにより市場流通コストの低減に務めるべきであるという基本的な方針を計画部会として取りまとめていただいて審議会でご審議いただき、こういう形になっております。このために、後段ですけれども、大規模施設の新増設の設備を行う場合には、直営事業との比較の中でバリューフォーマネーやPFIの導入が可能な事業範囲等について検討し、PFI事業の採用に取り組む必要があるということをございまして、こういったことを受けて私どもは検討して、最終的にどういう手法がいいかということを決めさせていただく。そういう意味で私どもとしましては、この審議会の方針に沿った形だというふうに考えております。

高橋会長 よろしいですか。

上田幹事 渡辺委員の指定管理者制度のお尋ねでございますけれども、報告書の三十三ページの後段「(二)民間活力の導入」の下、「また」以下のところに、指定管理者制度について、運営の合理化等の観点から検討すべきであると記載してございます。また、ご質問のもう一点、どういうふうなところが限定的なのかというお尋ねでございますが、仲卸業務の許可、卸、仲卸業者に対する検査、監督処分、業務改善命令など公権力の行使に当たる事務については、該当しないこととなっております。

高橋会長 渡辺委員。

渡辺委員 そうするとPFIの問題を先ほど出されましたけれども、PFIの問題は要するに七月の段階ではっきりと、そういうことで取り組むのだということを決めた、そういう認識なのですか、市場は。いろいろこれまでの文章を見ると、「必要がある」、「検討していく」、そういう内容だけでしょう。これでいきますという内容が全然出ていないじゃないですか。そういうことから見ると私はやはり、正式にまだ決まっていないというふうにしか思えないし、先ほどの

答弁だってそうでしょう。P F Iでやるのか、あるいはまた東京都が直接やるのか、また先ほどの内容でいうとどこかに貸し付けをしてということなのですが、これが指定管理者ということになるのかどうかわかりませんが、そういう話が三つ出されたわけですよ、実際には。三つ出されているということは、どれをとっていくかということはまだ定まっていないということでしょう。そういうことが一つ。

それから、指定管理者制度の問題も突然出てくるわけです。前からこういう問題が出されて、そして検討していこうということで、私たち委員の中に事前に提案して検討してくださいということを行わないのですか。突然になって指定管理者制度の導入なんていうことを出されたって、それはどうしようもないではないですか。そういうことをひとつ私ははっきりさせていただきたいと思います。しかし、上田幹事の先ほどの話でもって指定管理者制度、こういうものについて取り組んでいくという方向だなということにはわかりました。

最後になりますけれども、いわゆる豊洲を中心とした各市場の取組の問題についてですが、先ほども出されましたけれども、再編基準、こういうものをやはりきちんと私も設けて取り組むべきだというふうに思います。そういうことで、例えば幾つか申し上げますけれども、中央卸売市場ということで豊洲がつくられる。そして、各地区における市場、これが一体的なものということと言われるのですけれども、実際にこれからどうなるかわからないということで不安を持っているところも少なくないというふうに思うのです。先ほどもありましたが、私は足立区ですから足立市場、先ほど三原委員から出されましたが、足立市場だけではありませんよね。豊洲の関係で評価して検討するという点では、大田もあるし葛西もあるということで書かれているわけですが、こういう市場というのは、地域住民と深く結びついているわけですよ。また、その役割というものもしっかりと果たしているということで、私はこういうものを再編・統合ということでなくすべきではないと。一層充実させるということで取り組む必要があるのだということを最初にお願いをしたいというふうに思うのです。

例えば足立市場を言いますと、いわゆる身近な方たちがあそこに買いにくる。これがもしなくなったということになったらどうするのかということで、今、いわゆる量販店というか大手スーパー、そういうところからいろいろな経営圧迫を受けている、そういう中で跡継ぎもなかなかできないというような状況の中で本当に頑張っているんですよ、小

売店というのは。だけど、この小売店の方たちも老齡化してきているという問題もあります。ですから、足立市場がなくなって豊洲まで行ってくれなんていうふうになったら、これは廃業せざるを得ないというような状況に追い込まれることは明白です。思うのですが、今本当に近場に魚屋さんを探すというのは大変なのです。スーパーに行けば別ですけど。だから、そういう点で商店街の中のいわゆる生鮮三品店、こういうお店があればこそ商店街というのは成り立つのですが、こういうものが一つ一つ消えていくということになれば、商店街のやはり活性化にはつながっていかないということなので、ぜひ、そういう点も踏まえていただいて、この市場というものを一層充実させていただいて、そして地域に貢献できるように、また地域の商店街の活性化にもやはり通ずるようなものにしていただきたいということを心からお願い申し上げたいと思います。これは要望で結構ですけれども、そういう方向でよろしくお願いをしたいと思っております。以上です。

高橋会長 時間の制約がありますが、他の先生方どうですか。少し待ってください。他の先生方、どうですか。川島先生だけ。

上田幹事 事務局から申し上げさせていただきます。本日の会場はおおむね十二時を目途に終了予定として、皆様方にご案内状を差し上げているところでございます。

高橋会長 わかりました。そういうことだそうですから、それでは。

川島委員 そういうことでしたら、ほんとうに一言。今回の整備基本方針（案）でございますけれども、拝見させていただいて、検討委員会の先生方にお礼を申し上げたいと思っております。大変なご労作でございました。消費者の視点に立って、そして安全・安心ということで、それを基本に置いてすべてが成り立っているということが大変ありがたいと思っております。そして、市場の流通の変革、それから、本当に国際的にも世界的にも大きな変革が起きているということも納得ができて、消費者としましても消費者団体としましても、これからまた様々な面で勉強したり、運動していきたいと思っております。以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどのお話のように時間の制約もあるようでございますので、まだ時間が足りないような気もしますけ

れども、この辺でお開きでいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### 四、報告事項

高橋会長　高津幹事。

高津幹事　それでは、資料四に基づきまして、時間もないようなので簡単にご説明させていただきます。

先ほどから出ておりますけれども、昨年六月に卸売市場法とそれに関連する政省令が改正されました。東京都の業務規程であります東京都中央卸売市場条例及び規則、これを改正する必要があることから、その内容について、そこにありますような東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の答申をいただいたものでございます。内容は、一ページに改正の理由と趣旨が書いてございまして、先ほどから出ている内容でございます。

二ページ以降が条例に関わる改正内容の骨子ということで、大変恐縮でございますが、項目だけにさせていただければと思います。第一は、「多様な取引形態の対応」ということで、先ほど出ておりました（一）の「電子商取引への対応」、（二）の「買付集荷の自由化」、（三）の「卸売業者の第三者販売、仲卸業者の直荷引きの規制緩和」、これは今まで制限されていたものの幅を　の市場間連携による場合とか、　の産地や実需者との連携の場合にその規制を緩めていこうということでございます。

四ページは「市場取引の透明性の確保」についてでございますけれども、多様な取引形態の導入に伴いまして、市場取引の透明性を確保する観点から、卸売業者が報告・公表すべき販売予定数量等を取引方法別とするなど、公表内容の充実を図るということでございます。

三が、「卸売業者、仲卸業者、関連事業者に対する規制の緩和」についてでございます。（一）は先ほど出てまいりました「卸売業者の委託手数料等の弾力化」につきまして説明してございます。（二）が「売買仕切金の前渡し等の承認制の廃止」。これも平成二十一年四月一日までの猶予を設けるということでございます。（三）が「卸売市場外での販売

行為の規制の緩和」。これが今度、法改正に伴いまして導入されました。東京都としては承認制でやっていくということでの記述でございます。

六ページは（四）の「関連事業者に関する規定の見直し」でございます。これは東京都独自に今回見直した事項でございます。関連事業者の活性化を図るための、いろいろな規制の規定の見直し等を考えてございます。四が「仲卸業者の経営体質の強化」でございますして、（一）は先ほど出ておりました「財務基準の設定と経営健全化措置の導入」でございます。（二）は、仲卸業者の兼業業務等の届出を廃止するというものでございます。

八ページは、今回の法改正の柱の一つでございます「食料品の安全の確保と品質管理の徹底」でございます。これについても東京都独自にいろいろな規定をしていこうということでございますして、（一）の「食料品の安全の確保等」ということで、卸売業者の受託契約約款に定める事項にそこにありますような事項を追加していこう、あるいは（二）の「品質管理の徹底」では条例の目的だとか卸、仲卸、関連事業者それぞれの責務に品質管理に関する規定を挿入する、あるいは の「卸売の業務に関する品質管理」に関する規定を新設する、そういったことを考えてございます。

十ページをお開きいただきたいと思います。これも東京都独自の改正でございますけれども、「環境改善の義務」ということで、市場の 대기等の環境改善を図るため、市場業者及び市場利用者の環境改善の努力義務規定を新設するほか、非登録車両に対する使用禁止等の措置を導入することといたしております。

十二ページをお開きいただきたいと思います。これも東京都独自に行うその他の見直しをまとめて記載してございます。卸売業者、仲卸業者の最高限度数のこと、あるいは市場取引委員会に関する規定の整備、売買参加者の承認有効期間の更新を設けるということで、最後十三ページに入りますけれども、今回規則で定めたほうが取引の変化に機動的、弾力的に対応できる事項、あるいは手続き規定等市場運営上柔軟に対応すべき事項等については、できる限り条例から規則に移譲することとしております。

最後が、その他条例の規定を整理するということであります。

以上が規則の改正内容の骨子でございます。この内容をもとに、現在都議会に条例改正案を提出すべく作業を進めているところでございます。

以上でございます。

高橋会長     ありがとうございました。

最初の案件についてここで総括をしておきたいと思いますが。大変、ご意見、ご質問をいただいたわけでございますけれども、整備基本方針の基本的な方向性についてはおおむねご了承いただいたというふうに存じます。計画部会の委員の皆様方にはまたいろいろとご苦勞をおかけいたしますが、本日頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして、引き続き文章表現や必要な修正等をご検討いただきまして、本年四月を目途に最終報告を取りまとめいただきたいというふうに存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の審議会を終了とさせていただきたいと思いますが、閉会の前に森澤幹事からごあいさつをいただきたいと思います。

## 五、市場長あいさつ

森澤幹事     一言ごあいさつ申し上げます。本日は審議会の委員の皆様方には活発なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。特に計画部会の委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中を熱心にご検討いただきまして、誠にありがとうございます。先生方にはこれからも最終報告に向けまして引き続きご検討いただくこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

また、ただいまご報告しました東京都中央卸売市場市場条例改正案につきましては、都議会第一回定例会に議案として提出をしております。今後ともよろしくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

高橋会長     ありがとうございました。

## 六、閉     会

高橋会長　　これもちまして、第六十一回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後十二時二十七分　閉会